

オランダの出生動向と家族政策

原俊彦*

Fertility Development and Family Policy in the Netherlands

Toshihiko HARA

*国際文化学部 コミュニケーション専攻

Abstract

This paper focuses on the fertility development and family policy in the Netherlands. This is a part of the research project, a comparative study of low fertility and family policy in developed countries (the research grant for Policy Sciences Promotion Project by the Japanese Ministry for Health and Welfare No.10100101). The purpose of this three-year research project is to clarify the trends and determinants of fertility, and the policy responses to low fertility and their effects in developed societies, and to explore the policy implications for Japan.

Reviewing the research reports of NIDI (Netherlands Interdisciplinary Demographic Institute) and using the statistical data of Council of Europe (CD-ROM: 2002) and other source, we analyzed 1) Trends and determinants of attitudes and behaviors regarding fertility and the family, 2) Family policy measures to cope with changes in fertility and the family and their effects

The important findings are:

1. In the Netherlands, like Germany, Austria and Switzerland, the social norm for making small families established before World War II shaped the basic trend of the fertility decline after the postwar baby boom and caused the continuous postponement of marriage and the first child bearing. In the case of the Netherlands, however, the fertility level before World War II was exceptionally high and the postwar baby boom lasted long and recorded at peak 3.22 in 1961. According to Lesthaeghe's study(2001), the Netherlands indicate the higher catching up rate after 30 in cumulative cohort fertility than Germany and Austria. Therefore, in recent years, the total fertility rate has again increased marginally (from 1.5 to 1.6 in the 1980s and early 1990s to the current level of 1.7). This tendency is varied from other countries, not by the differences in family policy but by the traditional pattern in family formation (i.e. fertility concentration in late or early ages).

2. The low extra-marital births ratio, the high part-time job ratio among married women in the Netherlands indicate the conservative attitudes for marriage and child bearing. The dominant value orientation that children should be at least partly be looked after by one of the parent (women still provides the majority of care) did not change.

3. In the Netherlands, the unique work sharing system was introduced originally not as family policy but as labor and social welfare policy for the establishment of so called 'Polder Model' since the Wassenaar agreement in 1982. This system evidently contributed to promote the female labor participation and to improve the child rearing environment, but no explicit impacts on periodical or cohort fertility have been observed until today.

はじめに

2002年の人口動態統計(概数)によれば、わが国の出生数は前年に比べ約1万7千人減少し115万人あまりとなり、合計特殊出生率(女性が生涯に産む子供の数の理論値)も1.32に低下、いずれも過去最少・最低を更新した(共同通信2003)。

このような状況の中で、「我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす」との認識に立ち、少子化対策基本法(平成15年7月30日公布)(衆議院2003)と、都道府県、市町村に具体的な行動計画の立案を義務づける次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日施行)(厚生労働省2003)が成立し、国を挙げて少子化対策に取り組んで行くことが決定された。

一方、少子化は、日本のみならず、広く先進諸国に共通する現象であり、また北欧諸国やフランスなどでは、近年、回復傾向も現れており、その原因究明や対策立案にあたり、国際比較的視点からの研究が不可欠であることは論を待たない。

本研究も、1999年度から2001年度にかけ厚生省科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)を受け行われた「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究」プロジェクトの一部をなすものであり、日本を含めた超低出生力状態にある先進地域の、出生・家族動向と、その背景、これに対する家族政策について、各国の研究機関の協力を得て報告書・論文・データを収集・分析・比較し、わが国における少子化対策の参考に資することを目的としている。

本稿では、この研究プロジェクトにおいて筆者が担当したドイツ・オランダ語圏のうち、オランダを取り上げ、出生・婚姻・世帯・女性の就業動向や家族政策を分析し、その特徴と問題点について考察する。

オランダの合計特殊出生率は、1961年の3.22をピークに減少に転じ、1983年の1.47まで低下、その後はゆるやかな上昇に転じ、2001年現在1.71まで回復してきており(Council of Europe 2001)、前稿までで取り上げて来たドイツ、オ・ストリア、スイス(原2000b, 2001b, 2002b)とはやや異なる動きを示している。また、オランダは1982年の政・労・使による「ワッセナー合意」の成立以降、パートタイム労働を強力に推進し、いわゆるワークシェアリングの先進地域としても知られており、男女共同参画社会の実現をかかげる、わが国にとっても興味深い事例といえよう。

なお本稿の内容は、同研究プロジェクトの初年度報告書(原2000a)に掲載されたものに大幅な加筆・修正・考察を加え論文化したものであるが、なお重複する部分もあることを予めお断りしておく。

1. 出生・家族動向・社会経済環境の変化

1.1 出生動向

(1) 合計特殊出生率の推移

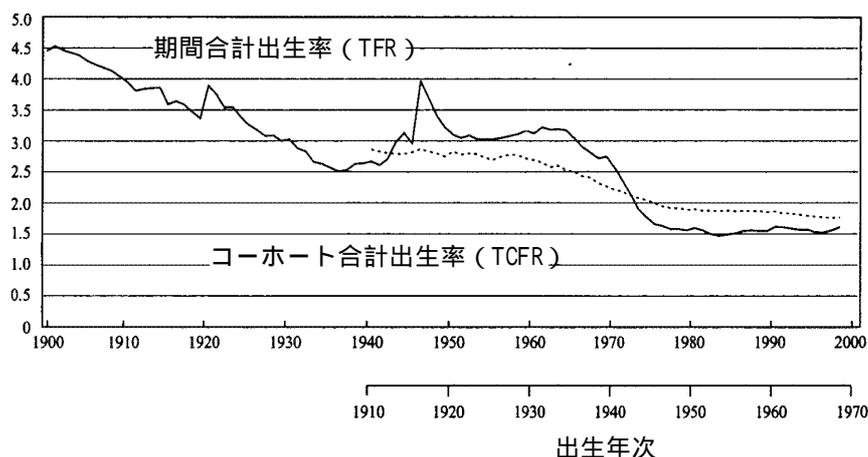
「1840年以降、オランダで最も重要な人口動態の変化」は、第二次世界大戦後のベビーブーム（1946年-1969年）だといわれている（ベーツ/ニンバーゲン 1999：29-30）。このベビーブームは、歴史的にも、また他の欧州諸国との比較においても出生率の上昇が大きく持続期間が長かった。このためオランダのベビーブーム世代は、現在もまだ出産可能年齢にあり、年齢構造も他の欧州諸国に比べ若く、出生力は大きく低下したものの出生数自体の減少は緩やかなものとなっている。

合計特殊出生率（以降 TFR と略記）は、1900年の4.5前後から第二次大戦前の1935年頃の2.5人前後までは一貫して低下、戦後、一時的に4.0人まで跳ね上がり再び低下、1950年代後半から次のピークの1961年の3.22まで上昇した後、他のヨーロッパ諸国同様、急激な減少に転じ、1983年には1.47で戦後最低を記録した（図1）。しかし、その後はゆるやかな上昇に転じ、2001年現在1.71まで回復してきている（Council of Europe 2002）。

（2）完結出生児数の変化

合計特殊出生率が出生力の年次変動を表すのに対し、コホート合計出生率（以降 CTFR と略記）は、一人の女性が出産可能期間に産んだ子供の数を示す（図1）。このCTFRは、TFRとは異なり、1930年生まれの2.67から一貫して低下を続けており、1945生まれ以降2.0を下回っている。しかし、それでも、まだ最新の推計がある1966年生まれで1.76と合計出生率（TPFR）より高い水準を維持している。

（Garssen/ de Beer, et al (Ed.), 1999:53-54、Council of Europe 2002）



出典：Josef Garssen, Joop de Beer, et al (Ed.), 1999, p. 54

図1 期間合計出生率（TFR）とコホート合計出生率

（3）出生順位別出生児数・出生タイミング

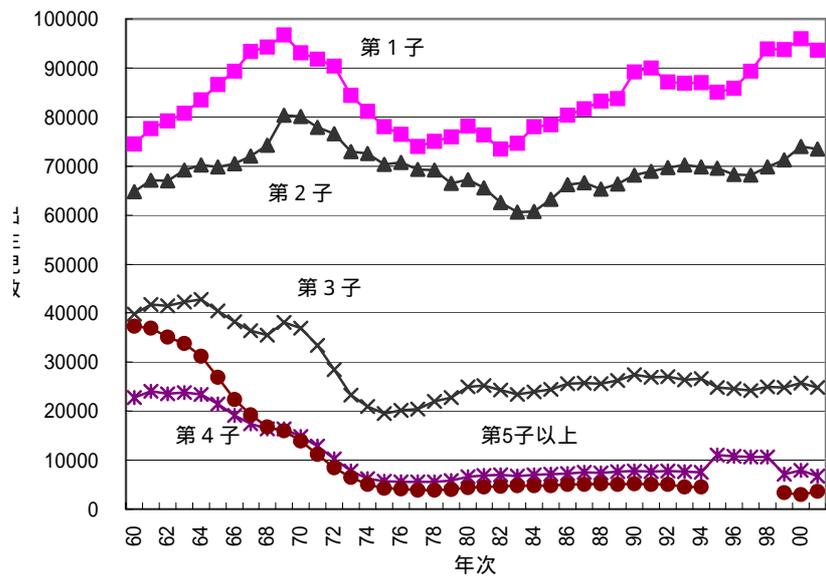
すでに述べたように、オランダでは1940年代後半から1960年代前半まで続いたベビーブームの後、出生減退が始まった。この動きを1960年代以降の出生順位別有配偶出生児数の変化でみる（図2）と、第5子以上がすでに1960年から減少傾向を示していたのに対し、第4子と第3子の減少が始まったのは1964年以降であった。一方、第2子と第1子は1969年まで増加しており、この出生減退が出生順位の高いグループから低いグループへと広がっていったことがわかる。

また1983年に合計出生率（TFR）が1.47と戦後最低を記録した後、2001年現在の1.71

の水準までゆるやかに回復する過程には、主として第1子と第2子の増加が関係していることがわかる（他の順位の出生児数は横ばい）。

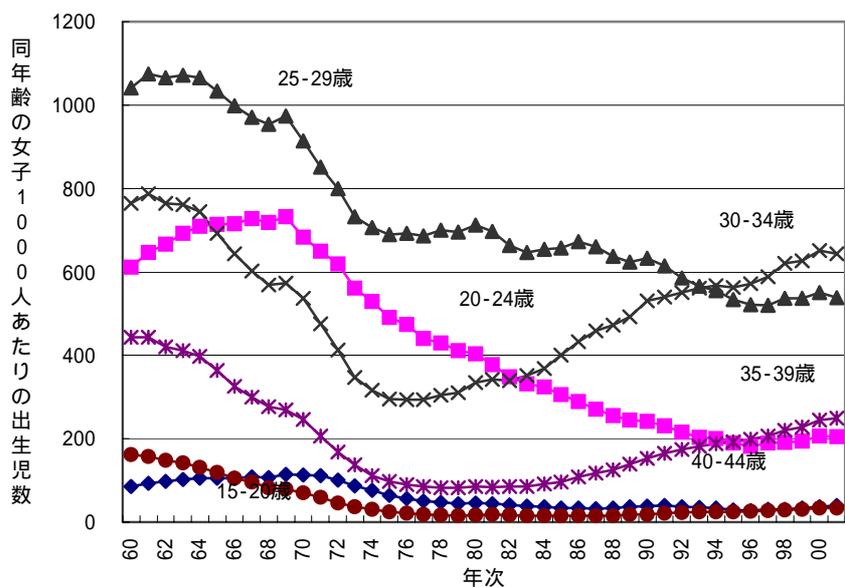
この結果、出生順位別の構成比も大きく変化し、1960年には全体の15.6%を占めていた第5子以上の出生児数は、2001年現在の1.8%へ、9.5%を占めていた第4子も3.4%に後退し、両者合わせても5.2%となっている。一方、第3子は1960年の16.6%から1975年の10.9%まで低下したものの、その後持ち直し、2001年現在12.3%となっている。これに対し、第2子は1960年の27.1%から1976年の40.0%まで増加、しかし、その後1980年代には比率を下げ、2001年現在36.3%となっている。これらに対し、1960年の31.1%からほぼ一貫して構成比を増したのが第1子で、2001年現在、出生児数全体の46.2%を占めるようになった。もっとも、この出生順位別の構成比は、1980年代前半以降、あまり大きく変化していない。

この動きを年齢別出生率（図3）でみると、25歳以上では、すでに1960年には出生率の低下が始まっているのに



出典：council of Europe 2002

図2 出生順位別有配偶出生児数の推移



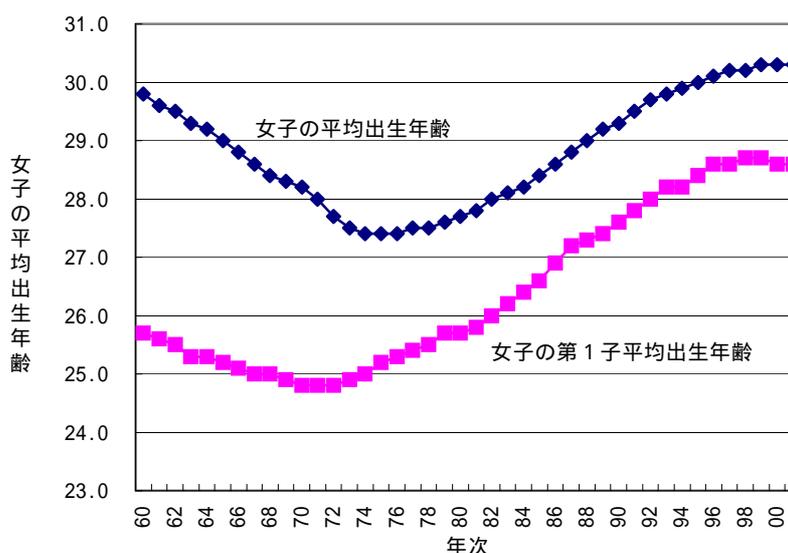
出典：council of Europe 2002

図3 年齢別出生率の推移

対し、20歳から25歳では出生率は1965年頃まで上昇を続け、1970年くらいまではかなり高い水準を保っていたことがわかる。また20歳未満も同様に1971年まで出生率は一貫して上昇しており、出生タイミングが1970年頃までは早まる傾向にあった。

しかし、その後、この25歳以下の年齢層の出生率は、現在まで一貫して低下して続けており、これに対し1982年頃からは逆に25歳から29歳、30歳から35歳の出生率が上昇、明らかな晩産化傾向がみられる(Council of Europe 2002)。

実際、このような年齢別出生率の変化を反映し、女子の平均出産年齢(全出生)も、1960年の29.8歳から1974年の27.4歳まで低下、その後、上昇に転じ、2001年現在では30.3歳と、2.9歳も上昇した。また、女子の第1子平均出産年齢も、1960年の25.7歳から1970年の24.8歳まで低下、しばらくこの水準に留まった後、1973年から継続的に上昇し、2001年現在、28.6歳となっており(図4)、オランダは、現在、「女性が母親となるのが最も遅い国」(ベーツ/ニンベゲン 1999:31)の一つとなっている(Council of Europe 2002)



出典：council of Europe 2002

図4 女子の平均出生年齢の推移

(4) 避妊・中絶・婚外出生割合

オランダではバースコントロールが発達しており、10代の妊娠や出産が少なく、これが低出生率や晩産化の原因の一つに挙げられている。すでに中等教育で妊娠をコントロールする方法を十分に教えられるため、10代や20代から家族計画について熟知しており、各種の避妊手段も容易に利用できるという(ベーツ/ニンベゲン 1999:31)。

ちなみに1998年の出生力・家族調査によれば、18歳から49歳までの女性の3分の2が何らかのバースコントロールを行っており、その他は、全く行っていない者が17%、妊娠中か妊娠を計画している者が7%、健康上の理由で子供が望めない者が8%となっている(Garssen, de Beer, 1999:52-53)。

このため18歳から49歳までの女性1000人当たりの当たりの中絶件数は5件(出生児数100に対する中絶件数は1985年頃から概ね10-12件程度。中絶に関する法改正は1981年)と、イギリスの14件、アメリカの23件などと比べ著しく低い。また15歳から19歳までのいわゆるティーンエイジャーの妊娠も女性1000人当たり4件と、イギリス30

件（1997）やフランス・ベルギーの7-8件に比べて少ない。

避妊手段としては40歳以上の女性を除き、ピルが主流で、オランダの健康保険会社はピルやIUD（intrauterine device）など避妊手段に対するコスト支払いを行っている。またピルの利用が広まるとともに、若年で不妊手術を受けるものが減る傾向が見られ、34歳までに不妊手術を受けた者の比率は、1950-54年生まれの女性の18%から1960-64年生まれでは11%まで減少した。

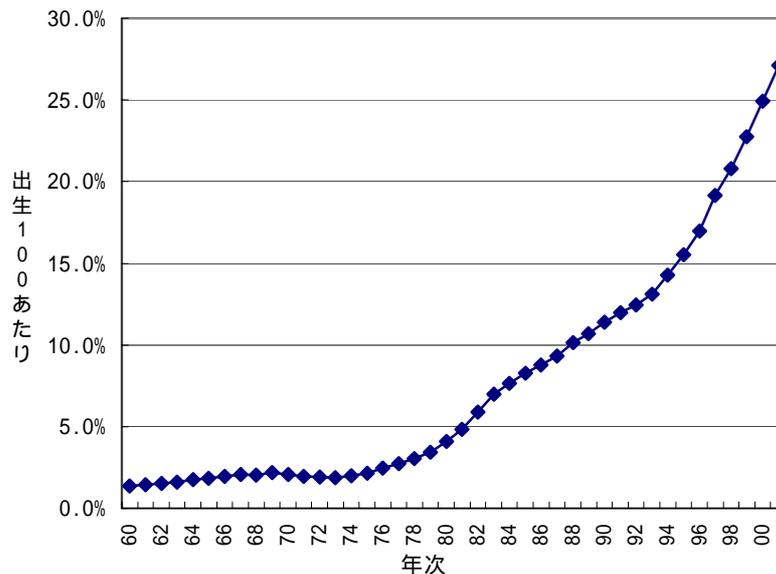
一方、晩産化傾向とともに、かつてなら結婚していた年齢で同棲関係に入る者が増えたこともあり、婚外出生割合（図5）は1960年の1.4%から一貫して上昇を続け、1980年代から急激に高まり、2001年現在27.1%まで上昇している。もっとも、この比率はヨーロッパの中では南欧諸国を除き低い方である（Garssen, de Beer 1999:56, Council of Europe 2002）。

1.2 婚姻・離婚

（1）婚姻

総婚姻数（図6）は1960年の年間8.9万件から1970年の12.4万件のピークまで増加を続け、その後、急激な減少に転じ、1984年の7.8万件まで減少、その後またゆるやかに増加し、1990年に9.3万件に達した後、再び減少傾向に入り、2001年現在8.0万件となっている。なお初婚者の5人に4人は結婚届け時に、すでに同棲生活を送っているという（Council of Europe 2002）。また1990年代以降の減少は一部は移民に関する法律が厳しくなり、夫婦のいずれか一方がオランダ人である婚姻が減少したこと、近年、同棲が継続的に増加していることによる（Council of Europe 1999:385）。

ところで、オランダでは、2001年4月より同性同士の結婚が認可されるようになり、2001年現在1300組の男性同士の結婚カップルと1100組の女性同士の結婚カップルが登録されている（上記の婚姻数には含まれていない）。同性同士の結婚にも、異性同士の場合とほぼ同様の法的地位が与えられるが、親権は例外で、女性同士のカップルに子供が生



出典：council of Europe 2002

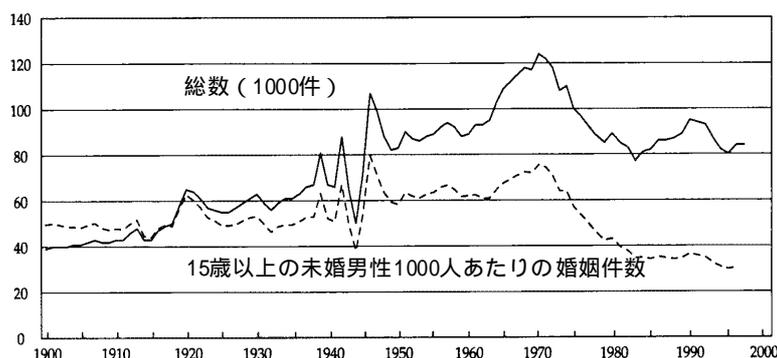
図5 婚外出生割合

まれた場合は、その子供を産んだ女性にのみ自動的に親権が与えられ、子供を養子として届け出ない限り、生まなかった方の女性には親権は認められない。男性同士のカップルの場合も同様で、カップルのうちどちらか一名しか生物学的な親 (biological parent) に成れない (Council of Europe 2002)。

またオランダでは 1998 年 1 月より、登録パートナー制度 (registered partnership) が導入されている (同性同士の登録も可能)。この制度を利用すると、パートナーは婚姻カップル同様に、地域の役所に登録され、相互の義務と権利が、婚姻者の場合とほぼ同じように (たとえば相続権など) 保障される。また片方が死亡するか解消を望めば、このパートナー関係は解消される (協議による解消は役所への届け出だけで済むが合意が成立しない場合は裁判所での裁定による) (Council of Europe 1999, 385)。なお親権については同性同士の結婚カップルと同様の扱いとされている。

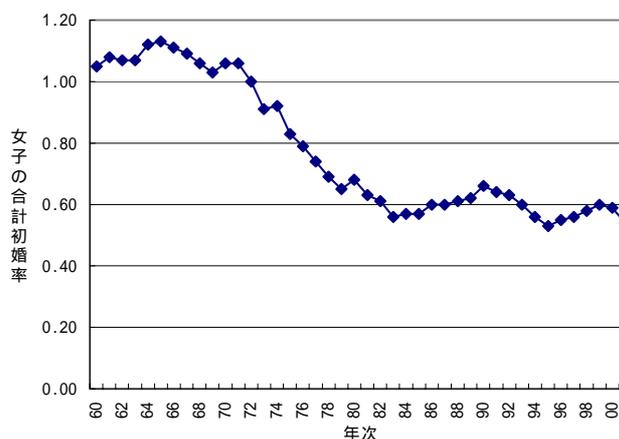
2001 年現在、このような登録パートナーのカップルは 3000 組にのぼるが、先に述べたように、近年、同性同士の結婚が認められるようになり、同性同士の登録パートナー数は減少しているが、その一方、異性同士の登録パートナー数は倍増しているという。というのも婚姻関係から登録パートナー関係への変更が可能であり、子供がいない場合には、離婚するより容易に結婚を解消できるからだという (Council of Europe 2002)。

婚姻件数の増減は、家族形成期に当たる人口規模の変化に大きく左右されるが、年齢構造の影響を除いた 50 歳までの女子の合計初婚率 (図 7) をみても、1960 年から 1972 年までは 1 を上回り皆婚状態が続いていたが (ピークは 1964 年の 1.13)、その後、1983 年の 0.56 まで低下、再び 1990 年の 0.66 まで緩やかに上昇し、以降、また低下し、2001 年現在では 0.54 と低い水準になっ



出典 : Josef Garssen, Joop de Beer, et al (Ed.), 1999, 36.

図 6 婚姻件数の推移



出典 : council of Europe 2002

図 7 女子の合計初婚率

ている。

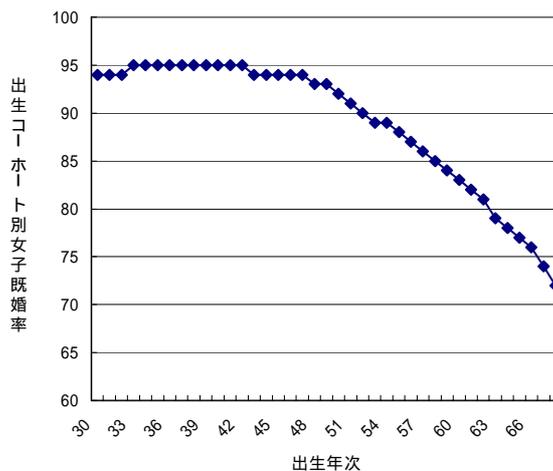
また同じ動きを出生コホート別に 50 歳までの女子既婚率 (proportion of ever married woman by age 50) (図 8) でみても、1930 年から 1944 年生まれの女性では既婚率はほぼ 95% の水準で安定していたが、それ以降の世代では確実に低下し、もっとも若い世代である 1968 年生まれでは 72% となり、女性の 4 人に 1 人以上は 50 歳まで非婚のままに留まると予想されている (Council of Europe 2002)。

もっとも、このような婚姻率の変化には初婚年齢の変化も影響している。女子の平均初婚年齢 (図 9) は、1960 年の 24.2 歳から 1973 年の 22.6 歳まで一貫して低下を続け、1976 年まで、この低い水準に留まっていたが、その後、一貫した上昇に転じ、2001 年現在では 27.9 歳に達しており、非婚化と晩婚化が同時に進行していることがわかる。

(2) 離婚

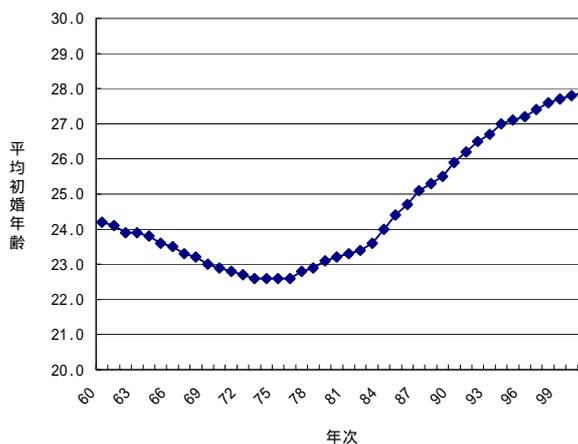
オランダの離婚件数は、1960 年の 0.56 万件から 1993 年の 3.0 万件まで一貫して増加を続け、1994 年には 3.6 万件と急増、その後、一時減少したがまた増加し始め、2001 年現在 3.7 万組となっている。なお 1994 年に離婚件数が急増したのは、1993 年に離婚を容易にする改正法が施行されたことによる。

このため年齢構造の影響を除いた合計離婚率 (図 10) も 1970 年までは 0.10 以下と非常に低い水準にあったが、その後上昇し 1994 年には 0.38 に跳ね上がり、2001 年現在 0.41 と、高い水準に達しており、



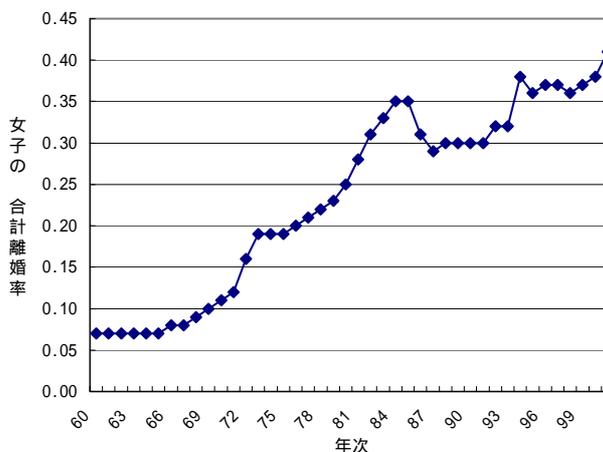
出典 : council of Europe 2002

図 8 出生コホート別満50歳までの女子既婚



出典 : council of Europe 2002

図 9 平均初婚年齢



出典 : council of Europe 2002

図10 女子の合計離婚率

結婚持続期間別離婚率からの推計でも結婚カップルのおよそ 30%が離婚により解消されているという(Council of Europe 2002)。

1.3 世帯・家族構造の変化

(1) 一般世帯

オランダの一般世帯数は 1960 年の 317 万世帯から 2003 年現在の 700 万世帯まで、過去 40 年間あまりで 2.2 倍に増加している。また一般世帯の平均世帯人員も、この間、3.56 人から 2.82 人まで縮小した(StatLine 2003)。この傾向は今後も続き、2035 年には一般世帯数が 830 万世帯に達すると予想されている(Nimwegen 2003: 202)。

この一般世帯数の増加は、多人数世帯と単独世帯の両方の増加によるが、前者が 1960 年の 278 万世帯から 2003 年現在の 461.2 万世帯へと 1.65 倍程度の増加に留まっているのに対し、後者は 38.7 万世帯から 238.9 万世帯へと 6.17 倍にも膨れ上がった(StatLine 2003)。

このような世帯数増加は、1950 年代から 1960 年代にかけて早婚化が進み、より若い年齢で人々が独立し世帯を形成するようになったこと、また、その後 1970 年代に入るとカップルが第一子出産時期を遅らせるとともに、子供数をより少なく抑えるようになったこと、さらには、個人化やピルの普及などを通じ、結婚時期そのものを延期し、より多くの若者が早い時期に家を出て単独で生活することが一般化していったことなどによる。また 1977 年以降は政府が在宅介護の充実に力を入れ、介護施設の定員を大幅に減らした結果、高齢者の単独世帯が増加、さらには離婚率の上昇による離別者の増加や、片親世帯の増加なども影響しているという(Garssen/de Beer, et al (Ed.), 1999:26-28,115,144)。

(2) 核家族・同棲世帯

このような世帯数の一般的増加とは対照的に、子供が同居する世帯の数は急激に減少している。1960 年から 1971 年頃までは一般世帯の 50%近くが子供を持つ世帯であったが、この比率は 2003 年現在では 36%まで低下している(Garssen/de Beer, et al (Ed.) 1999:118、StatLine 2003)。

このような変化の背景として、ポスト・ベビーブーム世代では、カップルの形成・婚姻・第 1 子出産という過程が相互の関連性を弱めたという事情が挙げられる。

20 歳から 24 歳までの年齢層では男性の 10%、女性の 30%が同棲世帯を形成、これに対し、有配偶世帯を営む者は男性の 3%と女性の 12%に留まっている。さらに 25 歳から 29 歳層では男女とも 3 分の 1 が同棲し、有配偶世帯を形成している者は男性の 25%女性の 40%となっている(Garssen/ de Beer, et al (Ed.) 1999:118)。また結婚しても同居しない夫婦、いわゆる『別々に暮らす連れ合い(LAT:Living Apart Together)』や、一人で子供を育てる母親も増えている(ベーツ/ニンベージェン 1999: 33, Beets /Nimbergen 1999: 5)。

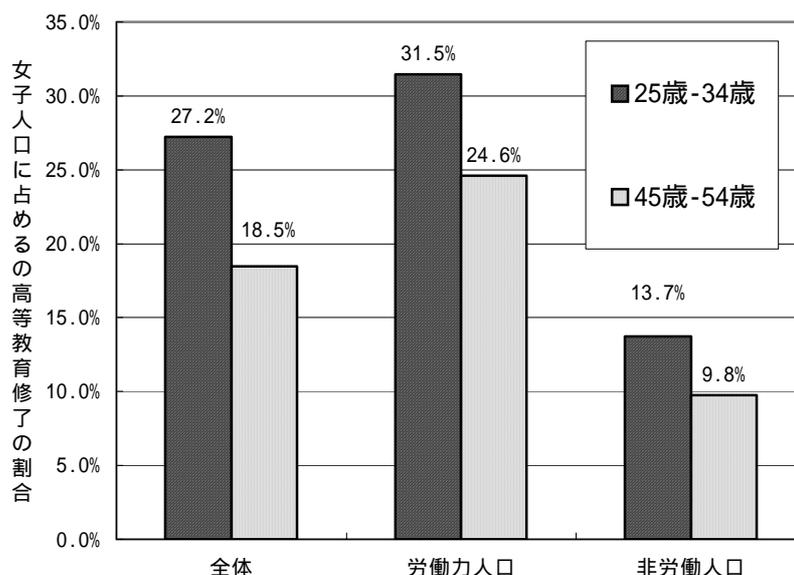
また、先にも述べたように女子の第 1 子出生年齢は 1970 年の 24 歳から 2001 年現在 28.6 歳まで上昇しており、この結果、まだ第 1 子出産に至らない世帯や、結果的に無子に留まる世帯が増加したことも大きい。

さらに、近年の核家族では2子が主流となり、結果的に親子が同居する期間が短くなっていることが、両親が未成年の子供と同居する世帯数の減少や、子供の成人後、カップルのみで暮らす世帯の増加を促進しているといった要因も挙げられる。

1. 4. 社会経済環境の変化

(1) 高学歴化

1998年現在のOECDデータ（OECD Database 2000）を用いて、オランダの25歳-34歳と45歳-54歳の女子人口に占める高等教育修了者（Tertiary Education）の割合をみると、全体として前者が27.2%と、後者の18.5%より高くなっており、過去20年間に女性の高学歴化が大きく進行したことがわかる（[図11](#)）。また、対象を労働力人口のみに絞ると、前者が31.5%、後者が24.6%と、女性の高学歴化が労働力化と深く関係していることがわかる。これに対し、非労働力人口（主として専業主婦）では、前者が13.7%、後者が9.8%と明らかに高学歴化が遅れているといえよう。



出典：OECD Database 2000 Education at a Glance(CD-

註：高等教育修了者（Tertiary Education）=ISCED 5A/6, ISCED 5B。

図11 女子の高等教育修了者（Tertiary Education）

(2) 労働力率

ILOのデータ（LABORSTA 2002）を用いて1960年から2000年までの女子の年齢別労働力率をみると、かつては53.5%と高かった15歳-19歳の労働力率は、高等教育の普及を反映し徐々に低下し、1980年からは40%を切り、2000年現在では36.7%となっている。これに対し、1980年までは20歳-24歳をピークに30歳-34歳まで低下していたカーブが上方に膨らみ、ピークが25歳-29歳に移動、2000年には35歳-39歳辺りまで70%水準を保つようになってきている。ただし45歳・49歳以降では60%以下となり、40歳以上での労働力率低下が著しい。また60歳以上の高年齢については、年金制度の充実を反映してか、労働力率はむしろ低下してきている（[図12](#)）。

(3) 就業率・パートタイム比率

しかし、2000年現在のオランダの女子労働力率（15歳-64歳）は54.8%、失業者（週12時間以下の就業者を含む）を除いた就業率は51.9%で、他のヨーロッパ諸国と比べ、あまり高い水準にあるとはいえない。

また2002年の女子就業者（自営業を除く）を労働時間別（表1）にみると、週12-19時間が18.5%、週20-34時間が47.1%、35時間以上が34.4%となっており、前の二

つをパートタイム、後をフルタイム就業と捉えれば、パートタイム比率は65.6%となり、いわゆるワークシェアリング政策の効果が現れていると解釈できよう。もっとも男子就業者の構成比の方は、週12-19時間が2.6%、週20-34時間が10.7%、35時間以上が86.7%、フルタイム就業が多数を占めており、性別役割分業は依然崩れていないといえる。

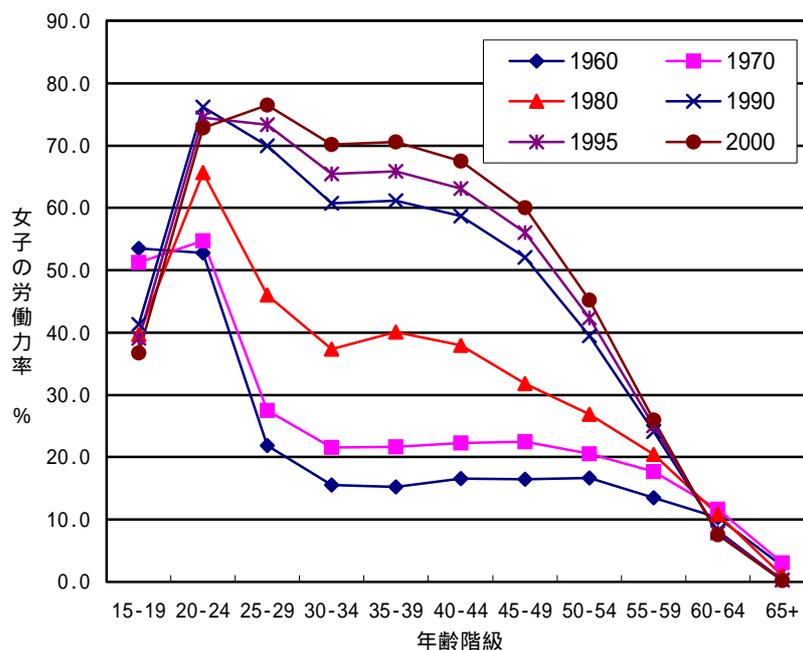
さらに、この労働時間別の構成比を世帯の種別にみると、女性のフルタイム就業は、単身世帯で59.9%、カップル世帯（子供なし）で45.8%と高く、カップル世帯（子供あり）では14.6%とやはり低くなっており、逆に週12-19時間の方は29.2%と、子供がいるカップルの女性では、フルタイムよりパートタイム就業を選択する傾向がはっきりとみられる。これに対し、男性の場合は、どの世帯の種別でもフルタイム就業の比率が高く、この点からもワークシェアリング政策が性別役割分業の緩和には繋がっていないことが確認できる。

2. 家族政策の動向

2.1 家族政策の社会的背景と基本的な考え方

(1) 人口問題に関する考え方

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンなどの国では、すでに第二次大戦前から



出典：LABORSTA, Economically Active Population Estimates and Projections: 1950-2010より作成

図12 女子の年齢別労働力率 1960年-2000年

出生力の低下やこれにともなう人口減少の恐れが人口問題として注目され、各種の政府委員会が組織されたが、オランダでは、このような事はなく、むしろ逆に、歴史的にも高い人口密度が戦後のベビーブームにともなう人口増加とともに人口問題として議論されるようになった。このため、戦後も海外移住が推進され、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカへ、約 62 万人もの人々が移住したが、同じ時期に 1945 年のインドネシア独立後、49 万人もの人々がオランダに移住してきたため、その効果は限定されたという（ベーツ/ニンバーゲン 1999：42-44）。

このような事情から、人口増加抑制手段としての家族計画に関する議論は戦前からあり、戦後も 1950 年代に一部で復活するが、宗教上の問題もあり、一般的には 1960 年代まで産児制限に関する議論はタブーであった。しかし、ピルの登場とともに、この解禁をめぐり激しい議論が起こり、最終的には 1969 年に法的に許可されることになった。ちょうど戦後のベビーブーム世代が出産時期に入り、まだ初婚年齢も第一子出産年齢も低下を続けていたこともあり、これを契機にバースコントロールが急速に広がり始めた。

このような状況の中で 1965 年には「2000 年には総人口が 2100 万人に達する」とする将来人口推計が発表され社会的関心を集め、過剰人口の回避をめざし「人口問題に関する王立委員会」が設立された。この委員会は人口増加の社会的影響や、2000 年の総人口を 1800 万人に押さえるための政策などを調査・検討していたが、1970 年代に入り出生率が急速に低下した結果、調査目的自体が現実状況に合わなくなってしまった。このため 1976 年の報告書では、もはや過剰人口の問題は扱われなくなり、かわって高齢化社会にいかに対応するかが提言されている。

それでも、この委員会の「政府は人口の自然増加を停止させ、オランダの人口を静止(定常) 人口にするために、積極的に政策介入すべきだ」との提言を受け、1983 年には議会で「目標とすべき人口数を 1300-1400 万人とする」ことが決定された。しかし出生力が人口置換水準を下回ってからは政策介入の必要がなくなり、政府は政策的に中立の立場を取っているという。

(2) 家族政策に対する考え方

このような政府の姿勢を反映し、オランダの家族政策は一定の出生力水準の維持・達成を目標としたものではなく、個々の家族が家庭と仕事を両立させることができるようにすることを目標にしている。

この政策目標の背景として特に問題にされているのが、希望子供数と現実の子供数の乖離である。NIDI (Netherlands Interdisciplinary Demographic Institute) の出生力調査によれば、若い人々の大部分は子供を持つことを望んでいるが、いつ子供を生むかで迷っており、この結果、第 1 子の出生タイミングが遅れる傾向にあることがわかっている。また第 1 子の誕生を遅らせる理由の第一位に「今のところ、仕事と両立しない」が挙げられており、夫婦の場合も子供数やその出生タイミングで思案するケースが多い。さらに女性は、子供を生むまでは多くの子供を望んでいるが、生んだ後は、希望子供数を減らしてしまう傾向があるという（ベーツ/ニンバーゲン 1999：31）。

一方、オランダでは 1960 年代までは、女性は結婚すると仕事を辞め家庭に入り、家事・育児に専念するものと考えられてきたが、女性の就業率の高まりとともに、女性がパートタ

イム労働を選択することによって、家庭と仕事の両立を図ることが一般化してきた。しかし、多くの母親が、この両立には時間とエネルギーが足りないという不満を持っており、また、今なお母親は外で働いて収入を得るよりは仕事を辞め、家で子供の世話に専念すべきだという社会的プレッシャーがあるという。このため、子供を一人に抑えるか、あるいは第二子出産後に仕事を辞めてしまうケースが問題となっており、この点からも、家庭と仕事を両立させることが目指されている（ベーツ/ニンペーゲン、1999：32）。

2. 2 家族政策の手段と規定

2. 2. 1 経済的負担の軽減

（1）児童手当（Child Benefit）

オランダの児童手当は、児童の生活費を援助することを目的に、一般児童手当法（General Child Benefit Act）に基づき、第1子から支給される。給付は3ヶ月単位で1995年以降に生まれた子供について、その年齢に応じ0歳以上6歳未満（316.82ギルダ－/3ヶ月、約6200円/月（1））、6歳以上12歳未満（384.71ギルダ－/3ヶ月、約7500円/月）、12歳以上18歳未満（452.60ギルダ－/3ヶ月、約8800円/月）の三段階で、各年齢層の子供の標準的な養育費用をカバーするように設定されており、年二回、物価に合わせて調整されている。また子供が職業訓練中か在学中で奨学金を得ていない場合や、両親の家に同居し経済的に自立していない場合は最長24歳まで給付を延長できる（Clearinghouse 2003）。

（2）税制上の配慮

家族状況に関係した税制上の配慮としては、保育にかかる費用控除と、27歳未満の子供の扶養控除（児童手当の非受給者のみ）がある。前者は、フルタイムの労働者が13歳未満の子供を週5日以上、保育所または有資格の保育者に預ける場合に、その費用を控除できるものである。また後者は親が児童手当の支給を受けていない場合に認められる（人口問題審議会1999：15）。

（3）その他

その他に低所得層への家賃補助制度があり、女性の単親世帯が良く利用しているという。また所得が一定水準以下の被雇用者の医療保険料は定額に抑えられている。

2.2.2 労働関係の施策

（1）出産休業（Maternity leave）

妊娠中または出産後授乳期間にある就業女性は、フルタイムかパートタイムかの区別や雇用期間に関わらず、疾病給付法（Sickness Benefit Act）に基づき、16週間（出産予定日前4-6週間と出産後10-12週）の出産休業を取得でき、通常賃金の100%が保障され

る。

(2) 育児休業 (Parental leave)

1年以上雇用されている被雇用者が8歳未満の子供を養育する場合、育児休業法に基づき、13週間または3ヶ月間の育児休業を取得できる。なお就業形態についてはフルタイムかパートタイムの区別を問わないが、所定労働時間が週20時間未満の者は適用除外となる。また休業期間中は雇用者との特別な労働協約がない限り無給となる。この育児休業は父親、母親双方に個人の権利として認められるもので、現在までのところ、いずれかに振り分けることはできない。

この育児休業制度は、休業期間が短く賃金保障がないこともあり、取得率は女性の約40%、男性の約10%程度に留まっており、多くの女性が出産休業後パートタイムに従事しなければならないという(ベーツ/ニンベーゲン 1999:45)。

その他、父親にのみ2日間の有給の育児休業が、また年間10日間までの家族休暇と2日間までの緊急休暇が認められている。なお2001年1月からは雇用者に、総粗収入の10%までを最大12ヶ月までの育児休業補償に当てることが認められるようになった(Clearinghouse 2003)。

(3) その他の休業制度

男性の育児参加推進やワークシェアリングによる失業率低下の観点から、1998年1月より「就業中断期間の所得保障に関する法律 (Financing of Career Interruption Act)」が施行され、これに基づく新たな休業が可能となった。

具体的には育児や介護、教育を受けることを理由に就業を一時中断する場合、休業期間18ヶ月を限度に、月額960ギルダー(約5600円)が支給される。なお空席となった部署には、生活保護受給者などが代替要員として配置される。また、この制度は通常の育児休業制度とは別に利用できるという(人口問題審議会 1999:12)。

(4) パートタイム労働の推進

オランダでは1960年代末からパートタイム労働に対する需要が高まり、1970年代末から政府と労使が一体となってパートタイム労働を推進してきた。この結果、被雇用者に占めるパートタイム労働者の比率が全体の3分の1を越え、そのうち3分に2を女性が占めるようになってきた。このようなパートタイム労働の推進も、間接的に家庭と仕事の両立、男女の共同参画を容易にするという点で家族政策的効果を持ち得るといえよう。

具体的な施策としては、パートタイム労働を導入した事業主に対する補助金交付(1979年)、パートタイム労働促進などの観点から行う調査に対する補助金(1980年代)、労使団体に対するパートタイム労働者の処遇改善要請(1980年代後半)、最低賃金及び休日に関する格差是正(1993年)、パートタイム労働者に対する職域年金の適用排除の禁止(1993年)、労働法規における均等処遇原則の導入(1996年)、労働時間の短縮に関する被雇用者の権利に関する法律の制定検討(1999年)などが挙げられる。

この結果、現在、オランダのパート労働者は、賃金、休暇、公的年金、疾病保険などの面で、労働時間に比例し、フルタイム労働者と同等の扱いがなされるようになっている(人

口問題審議会 1999 : 13)。

2.2.3 保育・育児サービス

オランダでは育児は長い間、家族の私的領域に属するものと考えられてきたため、保育・育児施設の充実が遅れており、近年、政府は財政補助を2倍に増額したが依然として不足している。

保育・育児サービスは対象年齢により0歳から4歳までの保育(day care and half-time care)と、5歳から12歳までの学童保育(out-of-school care)に区分されている。0歳-4歳の内3歳以下の保育率は4%だが、4歳以上は幼稚園などを通じ95%となっている。また4歳までの児童については3人以下のグループで行われる家庭的保育(個別保育者)のサービスもあり、保育定員の10%程度を占めるといふ。保育サービスの需給状況は極めてひっ迫しており、3万ヶ所の施設で待機児童が発生しているという。

幼稚園は発達しており入園率は95%、全日制・通年で開園時間は午前7:30-午後6:00までとなっている。経費は、公的補助33%・雇用者25%・自己負担42%で、運営主体は自治体保険局及び消防署であるという。

小学校は、前稿で取り上げたドイツ、オーストリアが午前授業で、年間授業時間数も525時間、630時間(7歳)と短く給食は希であり家庭にかかる負荷が大きいのに対し、オランダは、午前・午後授業で年間授業時間数も880時間(7歳)と長く、給食サービスもあり、ワークシェアリング制度の影響がうかがえる(Clearinghouse 2003)。

3. オランダの出生動向と家族政策の特徴

(1) 出生・家族動向の特徴

オランダの合計特殊出生率も、1900年の4.5前後から第二次大戦前の1935年頃の2.5前後まで一貫して低下しており、婚姻により出生力をコントロールする社会から、配偶者内の出生抑制と家族計画により子供の数が決定される社会への移行(いわゆる第1の出生転換)は、すでに第二次大戦前に完了していたといえよう。ただし、その水準はドイツ、オーストリア、スイスよりはるかに高く人口再生産レベルを下回るものではなかった。

このため、戦後における出生力の回復過程においても一時4.0を記録、1950年代後半から次のピークの1961年の3.22まで上昇し、歴史的にも、また他の欧州諸国との比較においても出生率の上昇が大きく持続期間が長かったことが指摘されている。

この戦後のベビーブーム(1946年-1969年)は「第二次大戦による社会不安によって(抑えられていた:筆者補足)、伝統的なブルジョワ家族の価値観が、戦後再び優勢」となったことによるといわれている(ベーツ/ニンベゲン 1999:29)が、基本的には戦前の高い出生力水準が時間差をとらない、そのまま戦後の動きに反映されたものと考えられる。

しかし、その後の出生力急減の過程はドイツ、オーストリア、スイスと共通している。すなわち1960年頃、まず出生減退が出生順位の高いグループから低いグループへと広がり家族規模の縮小が起きると同時に、平均初婚年齢、平均出生年齢が低下、いわゆる早婚早

産化が進む。そして、その動きが限界に達した 1970 年代中頃から、今度は晩婚・晩産化傾向が現れ、前者の高順位出生の消滅と後者の出生タイミングの遅れが重なることによって出生力が急激に低下している。

ただ、オランダの場合、ベビーブーム世代の層が厚いこともあり、この晩婚・晩産化傾向が 1984 年以降の出生力の回復傾向となって現れて来ており、この点がドイツ、オーストリア、スイスなどと大きく異なっている。つまり、オランダの場合は晩婚・晩産化は続いているものの、高年齢におけるキャッチアップが、かなりの規模で起きており、これが TFR の水準を押し上げているといえよう。

確かにコーホートの合計出生率は 1930 年生まれの 2.67 から 1963 年生まれの 1.78 まで一貫して低下を続け、1945 生まれ以降 2.0 を下回っているが、それでも約 1.8 と高い水準を維持しており、晩婚・晩産化によるタイミング効果(出生の先送り)が弱まるにつれ、TFR が、このコーホートの出生力水準(50 歳までの生涯出生力)に近づいてきていると解釈できる。

実際、ヨーロッパ各国、の 30 歳以降の高年齢でのキャッチアップに関するレスタギの興味深い分析(Lesthaeghe 2001)によれば、この傾向はオランダ、スイスで強く、ドイツ、オーストリアでやや弱く、これらの相違は家族政策の差というより、家族形成の伝統的パターン(前者では出生開始が遅く高年齢に集中、後者では出生開始が早く若年齢に集中する)を反映しているという。事実、女子の平均出産年齢(全出生)は 1960 年の 29.8 歳から 1974 年の 27.4 歳まで低下、その後、上昇に転じ、2001 年現在までには 30.3 歳となり 2.9 歳も上昇、オランダは、現在「女性が母親となるのが最も遅い国」となっている。

しかし、30 歳以降の高年齢でのキャッチアップがいかに強いといっても、女性の妊娠出産可能期間を相対的に短縮化する効果は避けられず、結果的に希望子供数の実現が困難となったり、全くの無子に留まるケースの増加が懸念されている(Beets 1996 / B Nimwegen 2001)。

さらに、オランダの場合、単に晩婚・晩産化が進んでいるだけではなく、近年は家族制度そのものの変革も始まっており、1998 年 1 月より登録パートナー制度 (registered partnership)が導入され、同棲カップルにも婚姻者の場合とほぼ同様の法的権利が認められ、さらに 2001 年 4 月から同性同士の結婚も認可されるようになった。このような新しい制度の出現が、長期的にどの程度、婚姻率や出生力に影響を与えるかは未だ明らかではないが、若年層での同棲率の上昇や離婚率の増加などと合わせ、ますます個人のライフスタイル選択が自由化し、家族形態の多様化が進行することは確かだ、世帯数の増加や世帯人員の減少がさらに続くと考えられる。

一方、少子化の背景として重要視されている社会経済的要因に関してもドイツ、オーストリア、スイスと共通する部分が見られるが、とりわけオランダでは、女子の高学歴化が進んでおり、高学歴の女性は平均で 34 歳と、子供を産む時期が遅く無子割合が高いことが確認されている。女性の教育水準は現在も上昇し続けており、さらに近年は学歴が低い女性でも出産が遅れ始めており、出産年齢は今後も上昇することはあっても低下することは有り得ないといわれている(ベーツ/ニンペーゲン 1999 : 32)。

また、この女性の高学歴化は労働力化と深く関係しており、年齢別の労働力率のカーブはかつて M 字型から、1990 年代以降、逆 U 字型に変化してきている。しかし、オランダ

の場合、25歳・29歳のピークで75%以上になるものの、それ以上の年齢では70%あたりに低下、40歳以上での労働力率低下が著しいという特徴がみられる。2000年現在の女子労働力率（15歳-64歳）は54.8%で、他のヨーロッパ諸国と比べてもあまり高い水準にあるとはいえないが、パートタイム比率は65.6%と高く、いわゆるワークシェアリング政策の効果が現れているといえよう。ただし、男性の場合はフルタイム就業の比率が高く、現在までのところワークシェアリング政策は性別役割分業の緩和には繋がっておらず、保守的傾向が感じられる。

（2）家族政策の特徴

オランダは狭い国土と高い人口増加率、その結果としての高い人口密度という問題意識が伝統的に強く、人口政策に対するタブーはないが、その視点は人口抑制的である。このため1960年代後半まではいかに適正人口を達成するかが真剣に議論されてきた（Beets and Nimwegen 1999）。また現在の家族政策も一定の出生力水準の維持・達成を目標とするものではなく、希望子供数と合計特殊出生率の格差を問題にしており、家庭と仕事の両立がめざされている。

このため、近年は児童手当や税制上の配慮などの経済支援も整備されてきたが、ドイツ、オーストリアに比べると、それほど手厚いとはいえない。また出産休業はほぼ完璧な水準にあるが、育児休業制度は休業期間が短く賃金保障がないこともあり、取得率は女性の約40%、男性の約10%程度に留まっており、あまり発達していない。

一方、オランダは1982年の政・労・使による「ワッセナー合意」の成立以降、パートタイム労働を推進しており、わが国では男女共同参画社会の実現との関係から非常に注目を集めているが、これは、本来、労働政策ないしは経済政策としてスタートしたもので少子化対策を意識したのではなく、これが男女の性別役割分業に対する意識や出生力に与えた影響は確認されていない。

実際、2000年にNIDIにより実施された人口問題に関する意識調査 the MOAB (Opinions and Attitudes on Aspects of Population Issues) surveyの結果（Nimwegen 2003）によれば、男女の労働及び子育てにおける役割分業について、男性では「父親がフルタイムで働く」が46%と最も好まれ、次いで「父親がパートタイム」29%と多く、さらに女性では各々、56%、31%と、この傾向がさらに強い。これに対し、女性の役割では「母親がパートタイムで働く」が男性で51%、女性で45%と最も高く、「母親がフルタイムで働く」は男性で12%、女性で8%と少数派に留まっている（表2）。

また「母親が一時休業して子育てに専念する」といった形を支持する割合は男性の18%に対し女性は31%、家庭外保育については、男女、年齢、学歴に関わりなく80%余りの回答者が「子育ては両親がするのが一番良い」と答えており、「子供は家庭で育てるもの」という伝統的な考えは殆ど変化していない」という（Nimwegen 2001）。

このため3歳以下の保育・育児施設の充実はドイツ、オーストリア、スイス同様、遅れているが、4歳以上では、幼稚園の開園時間や小学校の授業時間が長いことや給食サービスがあるなどの点では、わずかにワークシェアリング制度の影響が感じられる。

おわりに

本稿では、オランダの出生動向と家族政策について報告した。なおドイツ、オーストリア、スイスとの、より厳密な比較・分析の結果は別の機会に報告したので、そちらの拙稿（Hara 2003、原 2003）を参照されたい。また今回の調査でオランダとイタリアについて年齢別出生順位別出生率の詳細なデータを入手することができたので、今後、これに焦点を合わせた研究を進めることを検討している。

謝辞

一連の調査にあたっては、BiBのS.Hohn, J.Dorbritz, IFDのR.Gisser, チューリヒ大学のB.Fux, NIDIのN.Nimwegen, G.Beets, E.van Imhoff, INEDのJean-Paul Sardonほか、多数の方々のご協力を得た。末尾ながら改めて謝意を表す。

参考文献

- ギース=ベーツ、ニコ=ファン・ニンベーゲン、福田亘孝（訳）、1999、「オランダの人口問題」『人口問題研究』第55巻3号、pp.27-51
- 共同通信、2003、「出生率、過去最低の1.32 厚労省の02年人口動態統計」[6月5日18時14分更新] <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20030605-00000116-kyodo-soci>
- 厚生労働省、2003、「次世代育成支援対策推進法案」、<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0319-1a.html>
- 衆議院、2003、「少子化社会対策基本法案」、http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15101053.htm
- 人口問題審議会、1999、「少子化に関連する諸外国の取組みについて」、厚生省大臣監房政策課、p.11-p.15
- 仲村優一・一番力瀬康子、2000、『世界の社会福祉 ドイツ・オランダ』、旬報社
- 原 俊彦、2000a、「第二部 地域・言語圏別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」、『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』、厚生省科学研究費 平成11年度報告書（課題番号H11-政策-008）、平成12年3月、p.87- p.224
- 原 俊彦、2000b、「ドイツの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学国際文化学部、13：149-175
- 原 俊彦、2001a、「第2部 地域・言語圏別研究 第1章ドイツ語諸国」『厚生省科学研究補助金報告書 先進諸国における少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』国立社会保障・人口問題研究所、平成12年度報告書（課題番号H11-政策-008）、2:5-159
- 原 俊彦、2001b、「オーストリアの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学国際文化学部、14：141-165
- 原 俊彦、2002 a、「スイスの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学国際文化学部、15：155-173
- 原 俊彦、2002b、『厚生省科学研究補助金報告書 先進諸国における少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』平成13年度報告書（課題番号H11-政策-008）、国立社会保障・人口問題研究所、pp.203-251

- 原 俊彦、2002c、『厚生省科学研究補助金報告書 先進諸国における少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』平成 11-13 年度総括報告書、国立社会保障・人口問題研究所、pp.181-242
- 原 俊彦、2003、「ドイツーオランダ語圏諸国の低出生率と家族政策」『人口問題研究』59 巻 3 号、pp.27-51
- 広瀬真理子、1997、「オランダ」、田中浩編『現代世界と福祉国家・国際比較研究』所収、お茶の水書房、p.203 p.218
- 野村明代、2000、「資料：ドイツ、オーストリア、スイス、オランダの家族政策」、阿藤誠編『平成 11 年度厚生科学研究費補助金研究報告書 先進諸国の少子化動向と少子化対策も関する比較研究』所収 p.194 p.224
- 前田信彦「オランダにおける雇用（失業）政策の動向と家族変動」、1999、小島宏編『平成 8～10 年度厚生科学研究費補助金研究報告書 先進諸国における家族政策と雇用政策の関係』所収、p.65 p.82
- Beets,G.,1996, "Does the increasing age at first motherhood lead to increases in voluntary childlessness." EAPS/IUSSP, Evolution or revolution in European population. European Population Conference, Milano 1995, Volume 2. Contributed papers, pp.15-29.
- Beets,G. and N.van Nimbergen 1999, "Population issues in the Netherlands", paper prepared for the National Institute of Population and Social Security Research Clearinghouse on International Developments in Child, Youth and Family Policies at COLUMBIA UNIVERSITY (2003) <http://www.childpolicyintl.org/>
- Council of Europe (2002) Demographic development in Europe 2001(CD-ROM).
- Dumon, W. (Hrsg.) (1993) Zwölf Wege der Familienpolitik in der Europäischen Gemeinschaft: eigenständige Systeme und vergleichbare Qualitäten? ;Studie im Auftrag des Bundesministeriums für Familie und Senioren, Band22.Schriftenreihe des Bundesministeriums für Familie und Senioren, verlag W.Kohlhammer, Stuttgart, (Erika Neubauer) Niederland S.291-325
- Garssen, J.and J. de Beer (ed.) (1999) Vital events-Past, present and future of the Dutch Population, Statistics Netherlands, Voorburg/Heerlen
- HARA, Toshihiko, 2003, "Fertility Trend and Family Policies in Germany, Austria, Switzerland and the Netherlands" The Japanese Journal of Population, Supplement to Volume 1 (June 2003), pp.169 -199
<http://www.ipss.go.jp/English/WebJournal.files/Population/WebPopulation.htm>
- LABORSTA (2002) ILO database on labor statistics,<http://laborsta.ilo.org/>
- Lesthaeghe, R., 2001. "Postponement and recuperation: Recent fertility trends and forecasts in six Western European countries. (Austria, Belgium, France, Germany, Switzerland and the Netherlands) 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会、2001、『平成 12 年度 厚生科学研究 政策科学推進研究推進事業 研究実績報告書』、社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 pp.197-242

- Nimwegen, N. van, M. Blommesteijn, H. Moors, G. Beets (2001) " Late motherhood in the Netherlands: current trends, attitudes and policies", NIDI
- Nimwegen, N. van, Ingrid ESVELDT and Gijs BEETS, (2003) " Population Trends and Family Policies in the Netherlands " The Japanese Journal of Population, Supplement to Volume 1 (June 2003) pp.200-226
<http://www.ipss.go.jp/English/WebJournal.files/Population/WebPopulation.html>
- OECD Database (2000) Education at a Glance(CD-ROM), OECD Publications.
- StatLine (2003) the central database of Statistics Netherlands,
<http://statline.cbs.nl/StatWeb/Start.asp?Ip=Search/Search&LA=EN&DM=SLEN>
- Van de Kaa, Dirk J., 2002, Paper to be presented at the Sixth Welfare Policy Seminar of the National Institute of Population and Social Security (NIPSSR), Tokyo, Japan
- Van Imhoff. E., 2001, On the impossibility of inferring cohort fertility measures from period fertility measures, DEMOGRAPHIC RESEARCH VOLUME 5, ARTICLE 2(PUBLISHED 24 September 2001) 、 Max-Planck-Gesellschaft.
www.demographic-research.org